

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定について

2019年1月30日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

本日も議論いただきたい内容について

- 第1回において、「促進区域の指定」と「公募による事業者選定」に関して、下記のとおり、検討に係る基本的な視点をまとめるとともに、具体的に検討すべき論点の洗い出しを行った。
- 本日は、「促進区域の指定」について、前回お示した論点に関するご議論を踏まえ、**I. 促進区域の指定の基準**、**II. 促進区域の指定手続**について、事務局から具体的な案を提示し、ご議論いただきたい。

【検討に係る基本的な視点】

- 原則① 長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現
- 原則② 海洋の多様な利用等との調和
- 原則③ 公平性、公正性かつ透明性のある制度の実現
- 原則④ 国内洋上風力産業の健全な発展に向けた計画的・継続的な洋上風力発電の促進（事業者の予見可能性の確保の観点を含む）

【前回お示した論点】

- 論点① 促進区域の指定の基本的な考え方
- 論点② 関係者との連携
- 論点③ 区域指定の基準の具体化
- 論点④ 国が行うべき調査の内容
- 論点⑤ 促進区域の指定のプロセス
- 論点⑥ 協議会の具体的な運営方法

I. 促進区域の指定基準の具体的内容

II. 促進区域の指定手続

という観点から整理し、今回ご議論いただきたい。

I .促進区域の指定基準の具体的内容

促進区域の指定基準の概要

- 再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準として、以下のとおり、**第1号から第6号までの基準**が定められている。
- 促進区域の指定に当たっては、**第1号から第6号までの基準を総合的に判断し、洋上風力発電に適した区域を選定**していくこととなる。以下においては、**各項目についての具体的な考え方**について検討する。

○再エネ海域利用法（抄）

第8条

- 1 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって**次に掲げる基準に適合するもの**を、海洋再生可能エネルギー発電設備整備**促進区域**として指定することができる。
 - 一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について**気象、海象その他の自然的条件が適当**であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すれば**その出力の量が相当程度に達する**と見込まれること。
 - 二 当該区域の規模及び状況からみて、当該区域及びその周辺における**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく**、海洋再生可能エネルギー**発電設備を適切に配置することが可能**であると認められること。
 - 三 海洋再生可能エネルギー**発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送**に関し**当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能**であると認められること。
 - 四 海洋再生可能エネルギー**発電設備**と電気事業者が維持し、及び運用する**電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること**。
 - 五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること**。
 - 六 漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した**漁港の区域**、港湾法第二条第三項に規定する**港湾区域**、同法第五十六条第一項の規定により**都道府県知事が公告した水域**、海岸法第三条の規定により指定された**海岸保全区域**、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第二条第五項に規定する**低潮線保全区域**又は同法第九条第一項の規定により**国土交通大臣が公告した水域と重複しないこと**。

1. 促進区域指定の基準① - 1 (第1号関係 自然的条件と出力の量)

- 再エネ海域利用法第8条第1項第1号では、促進区域の指定基準として、(1)気象、海象その他の自然的条件が適当であり、(2)発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれることが定められている。
- (1)「自然的条件が適当である」ことの確認の視点は以下のとおりとはどうか。

<考え方>

- 自然的条件(風況、水深、底質等)は、洋上風力発電事業の事業性に影響する要素であり、具体的には、A.収入(設備利用率)に影響する要素と、B.支出(事業実施コスト)に影響する要素がある。
 - ※主に収入に影響する要素：風況 → 設備利用率等に影響
 - ※主に支出に影響する要素：水深・底質 → 支持構造物(着床式洋上風力発電導入ガイドブック(NEDO)によると、水深30m以浅で軟弱地盤はモノパイル等、硬質地盤は重力式等、水深30m以深で軟弱地盤だとジャケット式等、水深60m以深では浮体式)等に影響
 - 波高・離岸距離 → 建設やメンテナンス、海底ケーブルのコスト等に影響
- 促進区域については事業性が確保される必要があることから、これらの要素の影響度を踏まえ検討する必要がある。
- ただし、これらの要素は相互に関連しており、例えば、支出に影響する要素(水深、底質、波高、離岸距離等)が悪くとも、収入に影響する要素(風況等)が良ければ、事業性を確保できる可能性があることを考慮する必要がある。
- 加えて、自然的条件は、洋上風力発電設備の安全性にも影響する要素でもあり、その自然的条件が洋上風力発電設備やその維持管理に対して影響を及ぼさないかについても考慮する必要がある。

<「自然的条件が適当である」ことの確認の視点>

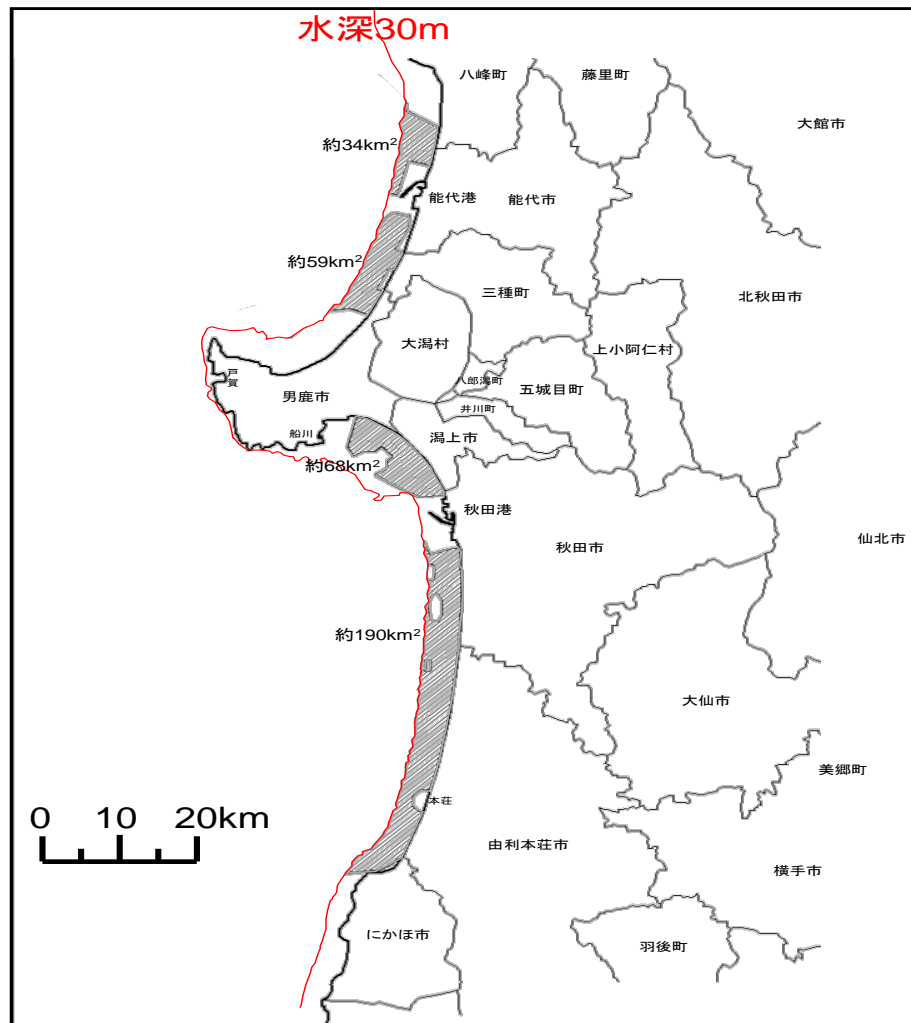
- 上記を踏まえ、再エネ海域利用法第8条第1項第1号のうち「自然的条件が適当である」ことの確認の視点は以下とはどうか。
 - ① 国内及び海外の事例等も踏まえ、自然的条件から事業性が確保できる見込みがあると総合的に判断できること。
 - ※例えば、風況については、一般的に設備利用率30%以上を確保するため年平均風速7m/sが目安となると言われている。
 - ※例えば、着床式の場合、一般的に比較的成本が安い設備が設置できる水深30m以浅の区域は事業性が高いと言える。
 - ② 法に基づく発電設備及び維持管理に係る基準等に照らし、現時点の技術で洋上風力発電の設置が困難ではない区域であること。

注) 電気事業法及び港湾法に基づく統一的な考え方による、港湾における洋上風力発電設備に関する審査基準等の策定を進めており、今年度とりまとめ予定。これら審査基準等の一般海域への適用については、今年、別の検討委員会にて検討予定。

(参考) 秋田県における自然的条件による海域の絞り込み

- ◆ 洋上風力発電に関して先行的な取組みを行ってきている秋田県では、着床式に適した候補海域を設定するに当たって、**水深30m以内**、**年平均風速7.0m/s以上**といった自然的条件等を一定の基準としている。

沖合洋上風力発電の候補海域
(合計面積：約351km²)



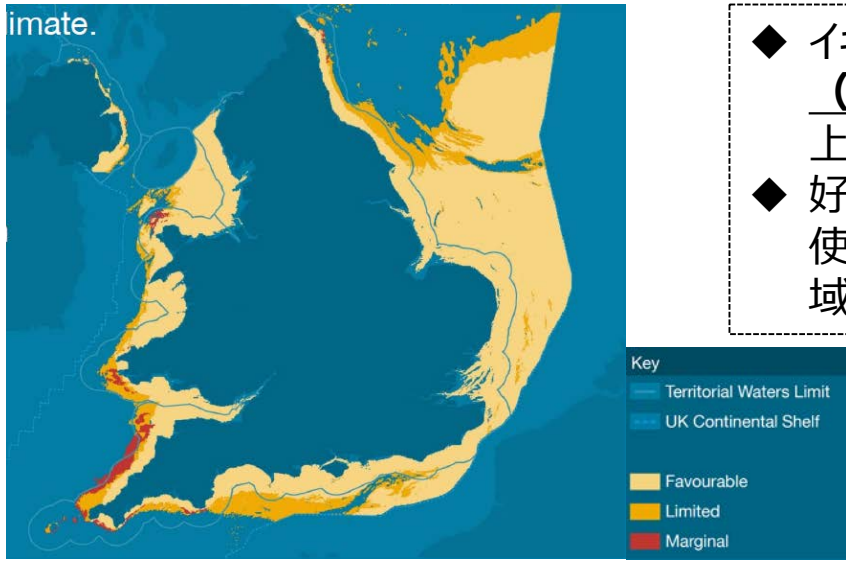
候補海域の設定条件

- ① 水深30m以内
- ② 港湾区域を除く
- ③ 年平均風速7.0m/s以上
- ④ 区画・定置漁業権区域を除く
- ⑤ 底びき網禁止ラインの陸側
- ⑥ 魚礁・藻場を除く
- ⑦ 自然公園周辺5kmを除く
- ⑧ 船舶航行分布域を除く

※事業化に当たっては、漁業や電波等についての精査も必要とされている。

(参考) 欧州における自然的条件による海域の絞り込み

<イギリスの例>

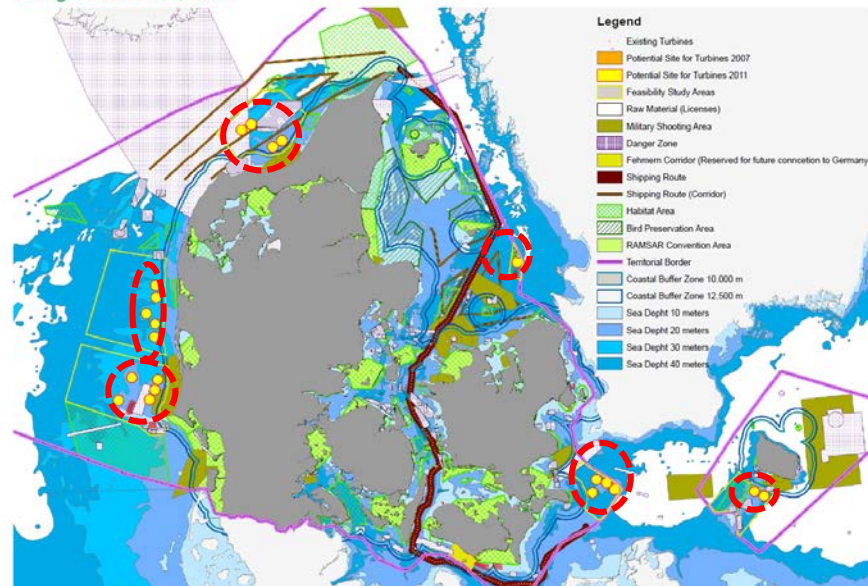


- ◆ イギリスでは、次回のリース権入札に向けて、**水深や海象条件（波高）等による風車へのアクセス難易度を総合的に考慮**した上、“**好条件**”、“**限定条件**”、“**限界条件**”の3区分に評価。
- ◆ 好条件のエリアを18地域に分割した上で、使用できないエリア、使用に制限があるエリア、エリア固有の特徴を分析し、入札対象海域を検討中。

(出典) Crown Estate作成資料

<デンマークの例>

Designated areas, 2011



- ◆ デンマークにおいては、①航路や既存ケーブル等により**発電事業の実施が不可能なエリアを除外**した上、②**風況、離岸距離、水深等を総合的に考慮し、発電事業実施時の収入が高く、かつコストが安いと見込まれる区域**を洋上風力発電の適地として選定。

(出典) デンマーク・エネルギー庁作成資料を基に作成

1. 促進区域指定の基準① - 2 (第1号関係 自然的条件と出力の量)

- 再エネ海域利用法第8条第1項第1号のうち、(2)「出力の量が相当程度に達すると見込まれること」の確認の視点は以下のとおりとはどうか。

<考え方>

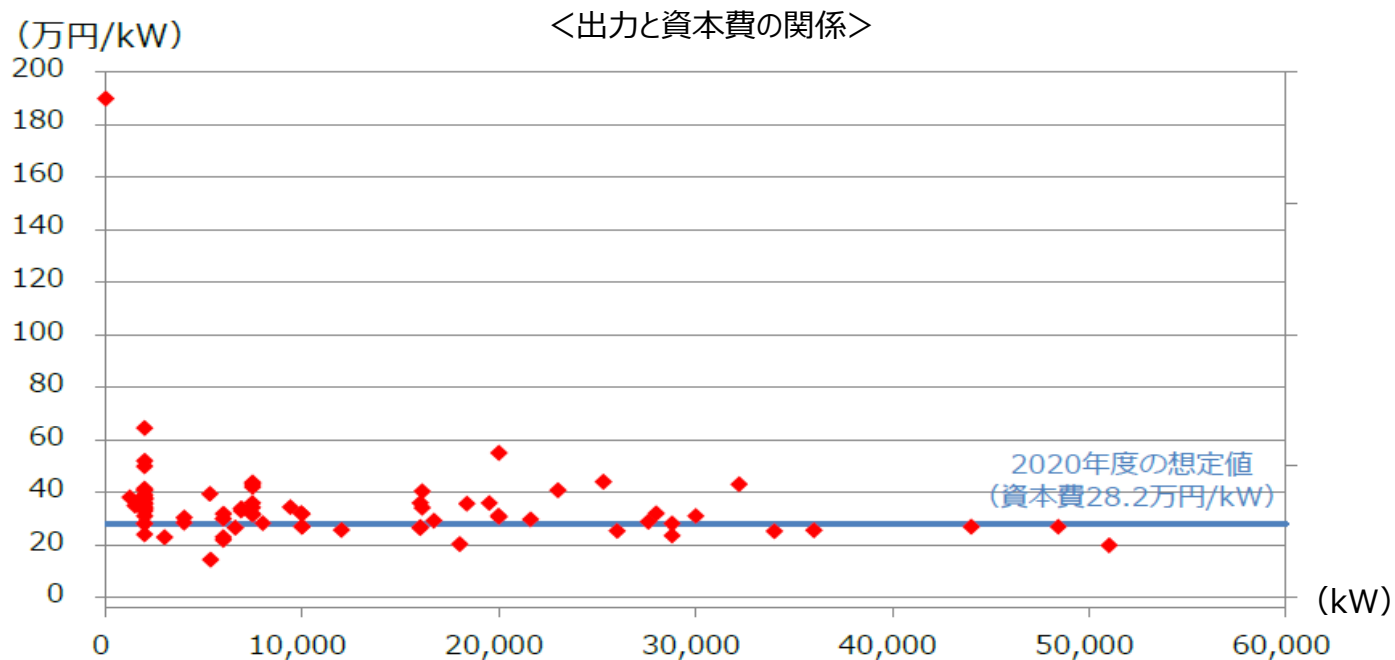
- 促進区域の範囲については、それぞれの区域ごとに事情が異なることを踏まえれば、一律に促進区域の単位(規模)を決めることは困難。
- このため、都道府県から区域の広さ等について意見を聴取し、協議会等とも調整の上、地域に応じて促進区域の範囲を決める必要がある。
- 一方で、効率的な洋上風力発電事業の実施のためには一定の規模を確保する必要がある。
- 逆に、特に初期段階では、規模が大きすぎると参加事業者が限定的になりすぎる懸念もあり、競争性確保の観点も考慮する必要がある。



<「出力の量が相当程度に達すると見込まれること」の確認の視点>

- 上記を踏まえ、再エネ海域利用法第8条第1項第1号のうち「出力の量が相当程度に達すると見込まれること」の確認の視点は以下とはどうか。
 - ✓ 国内や海外の事例等も踏まえ、効率的な事業の実施が可能となる促進区域の単位(規模)であること
 - ※ 欧州主要国においてこれまでに設置又は入札にかけられた洋上風力発電1区域当たりの平均出力は約35万kW。
 - ※ これまでの陸上風力発電におけるコストデータを分析すると3万kW以上の案件についてより低い資本費で事業が実施できている。
 - ※ 促進区域の範囲については、地域ごとの事情や競争性確保等の観点も踏まえ、都道府県の意見も考慮しながら決めることとする。

(参考) 陸上風力発電に係る出力と資本費の関係



〈大規模案件の資本費〉

規模	想定値より資本費が低い事業者の割合 (件数ベース)
-10,000kW (55件)	13%
10,000-30,000kW (24件)	33%
30,000kW- (7件)	71%

2. 促進区域の指定基準②（第2号関係 航路等への支障）

- 再エネ海域利用法第8条第1項第2号では、促進区域の指定基準として、**航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であることが定められている。**
- 具体的な確認の視点は以下のとおりとはどうか。

<考え方>

- 港湾区域内における検討においては、**定期航路や一定の船舶が頻繁に航行する航路（航跡等を基に検討）から一定の離隔距離を確保**した上で、再生可能エネルギー源を利活用する区域の設定を行っている。
- 一般海域においては、これに加え災害時の**緊急物資輸送に利用される航路等も考慮**する必要がある。
- 更に、促進区域内においても、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に係る船舶（以下「作業船等」という。）が一定程度行き交うため、**促進区域内において適切に作業船等に係る航路の確保等ができるよう考慮**する必要がある。
- **地域ごとに**、定期航路の有無、大型船航行・外国船舶通航の有無・頻度、通航量の多い船型等**状況が異なる。**

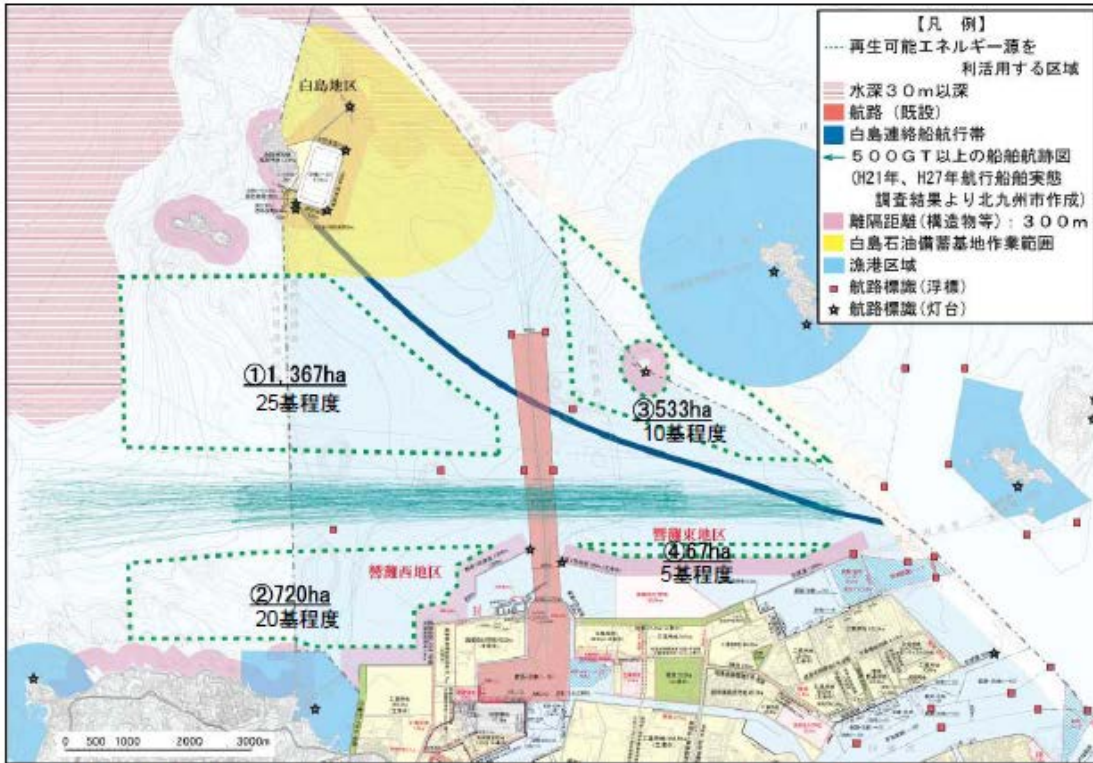


<「航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能である」ことの確認の視点>

- 上記を踏まえ、再エネ海域利用法第8条第1項第2号の「航路及び港湾の利用等に支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能である」ことの確認の視点は以下とはどうか。
 - ✓ 大型の船舶が頻繁に通航するような海域を避け、**当該海域と適切な離隔距離が確保可能であると見込まれること。**
 - ✓ **開発保全航路及び緊急確保航路の区域と重複しないこと**、また**周辺港湾への大型の船舶の入出港に著しい支障を及ぼすものではないと見込まれること。**
 - ✓ **促進区域内における作業船等の通航や作業に必要な航路等が適切に確保できると見込まれること。**
 - ✓ **海洋再生可能エネルギー発電設備が適切な機能を発揮可能な発電設備間の離隔距離が適切に確保できることが見込まれること。**

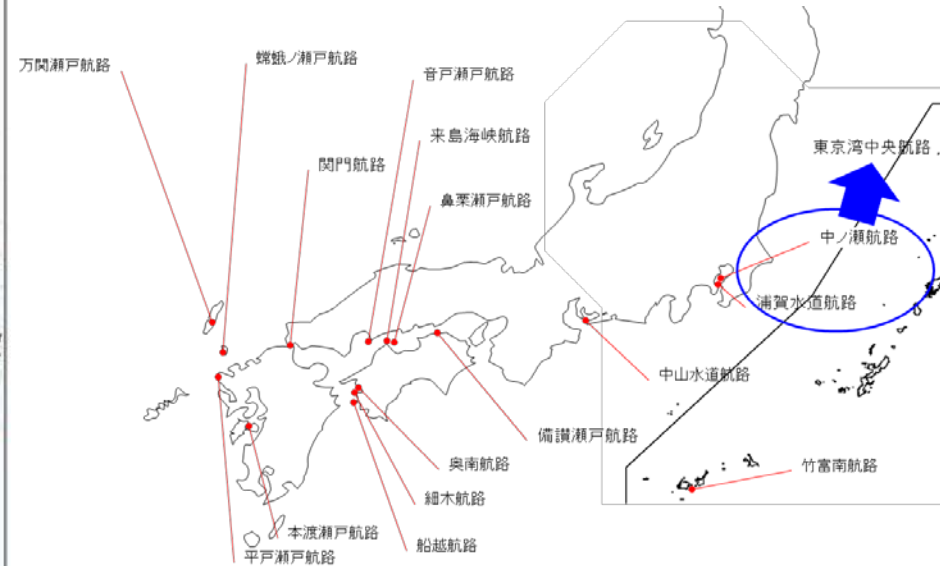
(参考) 港湾区域における事例、開発保全航路について

北九州港における区域設定の考え方



注1: 設置基数は、風車の規格を5,000kW/基と想定した場合の最大設置基数であり、「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を基に国土交通省港湾局が算定。自然条件や設置する風車の規格等により増減する可能性がある。
注2: 風車の規格及び離隔距離は、「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を基に記載。

開発保全航路の位置図



出典：第61回港湾分科会資料

3.促進区域の指定基準③（第3号関係 港湾との一体的な利用）

- 再エネ海域利用法第8条第1項第3号では、促進区域の指定基準として、発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、**当該区域と当該区域外との港湾を一体的に利用することが可能であることが定められている。**
- 具体的な確認の視点は以下のとおりとはどうか。

<考え方>

- 洋上風力発電設備の設置や維持管理に当たっては、ナセルやブレードなどの資機材の保管、搬出入、組立（プレアセンブル）等のために、促進区域と一体で利用できる**基地となる港湾が必要**。
※基地となる港湾においては特に、以下の点を考慮する必要がある。
 - ・部品が**長大**（ブレード、タワー）かつ、必要とされる単位面積当たりの**重量が大きい**。
 - ・風力発電設備は、多数の部品から成り立っており、海外にもサプライチェーンが広がっているため、一定程度の**部品が外貨貨物として輸入**されることも想定される。
 - ・促進区域と**距離が離れすぎると洋上風力発電設備の効率的な設置及び維持管理が困難になる**。

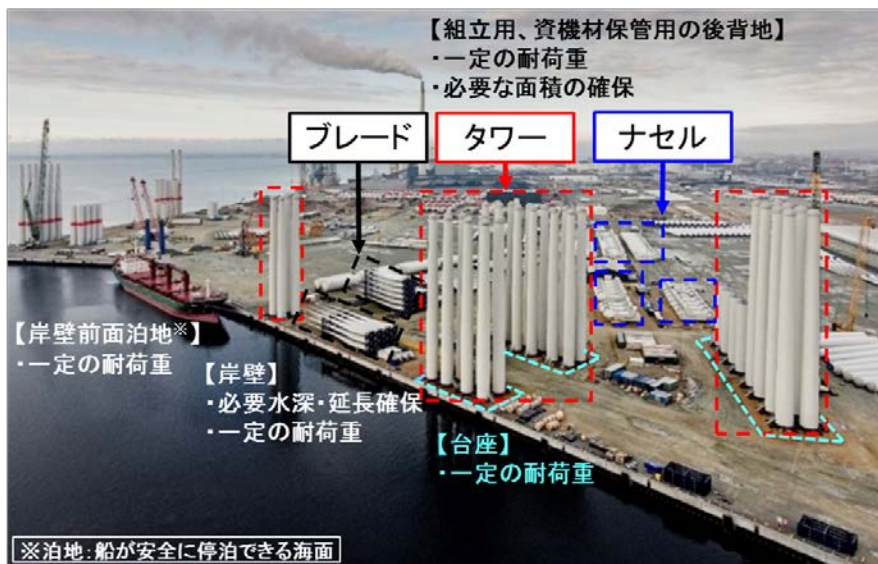


<「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該区域と当該区域外との港湾を一体的に利用することが可能である」ことの確認の視点>

- 上記を踏まえ、再エネ海域利用法第8条第1項第3号の「発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該区域と当該区域外との港湾を一体的に利用することが可能である」ことの確認の視点は以下とはどうか。
 - ✓ 当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる洋上風力発電設備の**規模と、区域指定時点で想定されるSEP船の能力に鑑みて、洋上風力発電設備の効率的な設置及び維持管理が可能と見込まれる範囲内に基地となる港湾**があること。
 - ✓ 基地となる港湾は、**外貨貨物の輸入や国内貨物の輸送に使用可能な岸壁を有し（見込み含む）、当該促進区域等（周辺の促進区域、周辺の港湾区域等含む）に設置が見込まれる洋上風力発電設備の規模及び、区域指定時点で想定される洋上風力発電設備の諸元に鑑み、適当な耐荷重の岸壁及び適当な耐荷重、広さのふ頭用地を有する（見込み含む）こと**。

(参考) 欧州における基地となる港湾の事例

参考①：基地となる港湾



タワー等の長大物を保管するエスピアウ港(デンマーク)の例

ブレーマーハーフェン港 (ドイツ)

参考②：欧州の事例



エスピアウ港 (デンマーク)



建設基地となる港湾における資機材の保管、搬出入、
組立（プレアセンブル）作業の様子

洋上風力発電設備の海上施工の状況

4. 促進区域の指定基準④（第4号関係 系統の確保）

- 再エネ海域利用法第8条第1項第4号では、促進区域の指定基準として、**発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること（系統接続の見込みがあること）**が定められている。
- 具体的な確認の視点は以下のとおりとはどうか。

<考え方>

- 洋上風力発電事業の実施のためには、当該区域において系統が確保されている必要がある。
- 促進区域に指定しようとしている区域において、想定される規模について十分な系統を既に事業者等が確保しており、当該系統について、事業者等が希望する場合は、**促進区域の指定後の占用の公募のために活用することは可能。**
※例えば、**東北北部エリアの電源接続案件募集プロセス**は、海域の占用の公募の実施の結果、優先系統連系希望者と選定された事業者が異なる場合は、当該系統に係る契約を選定された事業者に承継することとなり得るものとして実施しており、その結果、**優先系統連系希望者は、現在、連系容量は合計212万kWに及ぶ。**
- なお、将来的な系統増強の在り方については、本年1月28日にとりまとめられた再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会第2次中間整理において、レジリエンス強化と再生可能エネルギーの大量導入を両立させる費用負担方式の在り方やネットワーク投資の確保の在り方について、海外の先進事例を参考にしながら、総合的に検討を行うこととされている。



<「系統接続の見込みがある」ことの確認の視点>

- 上記を踏まえ、再エネ海域利用法第8条第1項第4号の「系統接続の見込みがある」ことの確認の視点は以下とはどうか。
- ✓ **促進区域の広さ等に鑑みて十分な系統を既に事業者等が確保しており、当該事業者等が促進区域の指定後の占用の公募のために確保している系統を活用すること（他の事業者が選定された場合は当該事業者が系統に係る契約を承継）を希望していること。**

(参考) 北東北募集プロセスと再エネ海域利用法における公募の関係

洋上風力発電の発電場所の確保と一般海域における利用ルール

- **洋上風力発電**は、本募集プロセスの全申込量の過半を占めるため、募集プロセス全体を円滑に進める観点からは重要である。また、海域が公的に管理されていることから、発電事業の全てが公的に管理される場所において実施されることが想定される。この点、現在、内閣府を中心に、一般海域における利用ルールに係る制度整備について検討されているところ。
- 同制度整備の詳細は現在検討中だが、その内容によっては制度整備後、本募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった者と、同制度上発電事業を行うことができる者が相違する可能性が生じ得るため、募集プロセス全体を円滑に進め、洋上風力発電の速やかな導入を実現する観点から、両者について何らかの整合性を確保する方策等を講ずる必要があるのではないか。

(方策の例)

- **優先系統連系希望者と制度上発電事業を行うことができる者を一致させる必要があるため、優先系統連系希望者の事業を、同制度上発電事業を行うことができる者に制度的に承継**することを担保し、その際、優先系統連系希望者やその事業を承継する者が、不当に利益を得、又は不当な不利益を被らないよう、その承継が客観的に計算された価格にもとづいてなされることを担保すること。
- なお、再生可能エネルギー源の種類に限らず**発電場所の確保**は発電事業を行うに当たっての重要事項の1つであり、募集プロセスにおいて優先系統連系希望者の地位を獲得したとしても、そのことのみで発電事業が実施可能となることを意味するものではない。これについては、「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要領」（電力広域的運営推進機関（平成29年3月9日））にも、「発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するもの」等の記載がある。

5. 促進区域の指定基準⑤（第5号関係 漁業への支障）

- 再エネ海域利用法第8条第1項第5号では、促進区域の指定基準として、発電事業の実施により、**漁業に支障を及ぼさないと見込まれること**が定められている。
- 具体的な確認の視点は以下としてはどうか。

<考え方>

- 海洋国家である我が国において漁業は重要な産業であるため、促進区域の指定に当たっては、関係都道府県、関係市町村、関係漁業団体等に漁業への影響について十分に確認する必要がある。



<「漁業に支障を及ぼさないと見込まれる」ことの確認の視点>

- 再エネ海域利用法第8条第1項第5号の「漁業に支障を及ぼさないと見込まれる」ことの確認の視点は以下としてはどうか。
 - ✓ 協議会において、関係漁業団体等と協議し、当該区域における**漁業への支障の有無を確認し、漁業に支障があると見込まれる場合には、促進区域の指定は行わない。**
 - ※協議会の設置等の前にも、漁業の操業について支障がないことを、関係漁業団体に十分に確認し、支障がある場合には、区域指定は行わないこととする。

6. 促進区域の指定基準⑥ (第6号関係 他の法律における海域及び水域との重複)

- 再エネ海域利用法第8条第1項第6号では、促進区域の指定基準として、他の法律における海域及び水域と重複しないことが定められている。
- 具体的な確認の視点は以下としてはどうか。

<考え方>

- 海域及び水域の重複については、関係行政機関に確認する必要がある。



<「他の法律における海域及び水域と重複しない」ことの確認の視点>

- 再エネ海域利用法第8条第1項第6号の「他の法律における海域及び水域と重複しない」ことの確認の視点は以下としてはどうか。
 - ✓ 関係行政機関に対して、下記の区域との重複がないか確認し、重複がないこと
 - ① 漁港漁場整備法の規定により市町村長、都道府県知事若しくは農林水産大臣が指定した漁港の区域
 - ② 港湾法に規定する港湾区域、同法の規定により都道府県知事が公告した水域
 - ③ 海岸法の規定により指定された海岸保全区域
 - ④ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律に規定する低潮線保全区域、同法の規定により国土交通大臣が公告した水域

7. その他促進区域指定にあたって考慮すべき事項

- 再エネ海域利用法上、基本理念として、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、**①海洋環境の保全**、**②海洋の安全の確保**、**③その他の海洋に関する施策**との調和を図らなければならないとされている。
- このため、促進区域の基準として法律上明記されているものに加え、これらの**観点についても配慮が必要**。
- 具体的な確認の視点は以下としてはどうか。

<考え方>

- **①海洋環境の保全**、**②海洋の安全の確保**、**③その他の海洋に関する施策との調和に関する事項**についてどのような配慮が必要かについては、関係行政機関と連携して確認する必要がある。



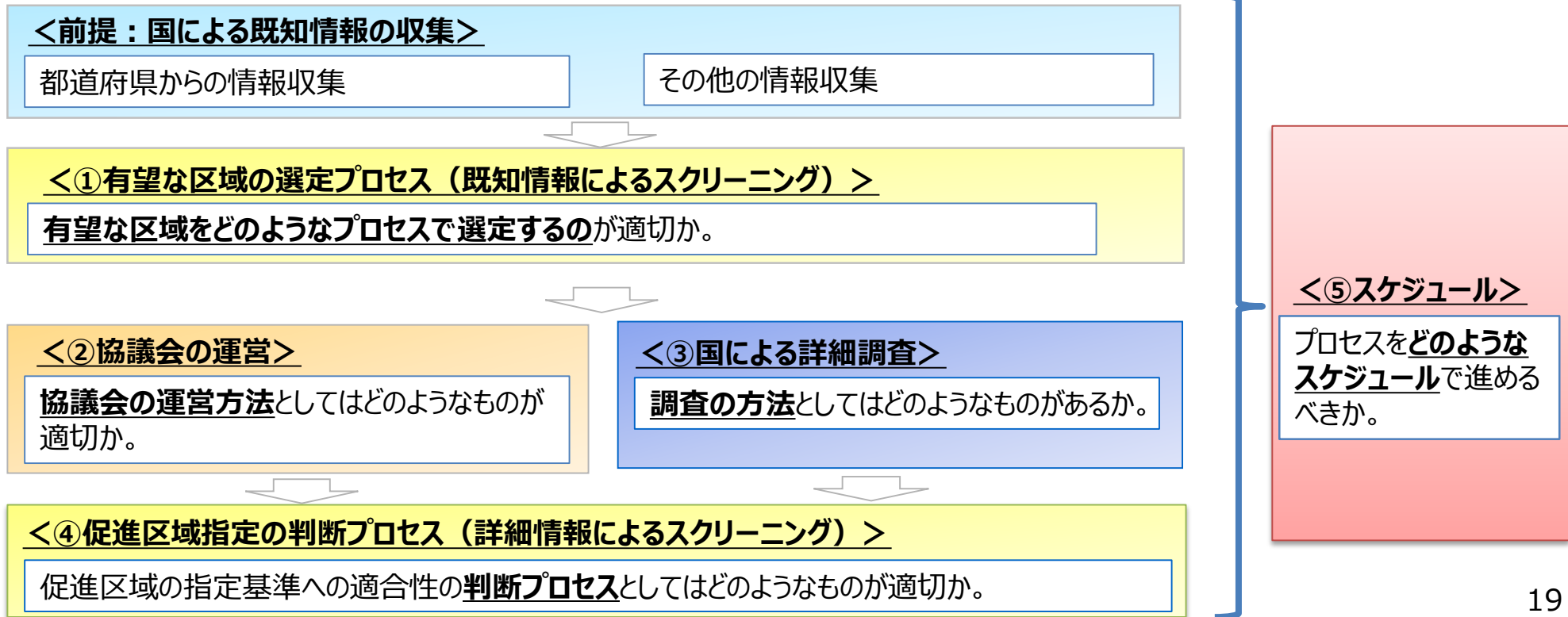
< その他促進区域の指定に当たって考慮すべき事項について >

- **①海洋環境の保全**、**②海洋の安全の確保**、**③その他の海洋に関する施策**との調和についての確認の視点は以下としてはどうか。
 - ✓ 下記の項目に関して、配慮すべき事項の有無について関係行政機関の長に確認すること。
 - ・海洋環境の保全
 - ・海洋の安全の確保（航空路等）
 - ・海洋に関する施策との調和（海底ケーブル、電波等）

Ⅱ． 促進区域の指定手続

促進区域の指定手続に関して検討すべき事項

- 促進区域の指定に当たって、国が調査し、指定基準への適合性を確認することとなる。
- 促進区域の速やかな指定のため、まずは様々な既知情報を収集し、これを踏まえて、①有望な区域を選定してはどうか。
- この際、地域関係者等との調整が必要になることを踏まえれば、地域に関する情報は都道府県から収集することとしてはどうか。
- 選定された有望な区域においては、指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認するため、②協議会の設置と③国による詳細調査を実施し、これを踏まえて、④促進区域の指定を判断することとしてはどうか。
- こうした手続きに係る、①有望な区域の選定プロセス、②協議会の運営、③国による調査、④促進区域指定に係る判断プロセス、⑤スケジュールの各項目について、具体的な考え方を検討する。



①有望な区域の選定プロセス

- 指定基準への適合性をより詳細かつ着実に確認する**有望な区域の選定プロセスは、以下としてはどうか。**

<有望な区域の条件について>

- 促進区域指定のためには、**地域関係者の意見を十分に踏まえた上で、促進区域に係る基準に適合することが望ましいことから、以下の条件がそろった区域を有望な区域とすることとしてはどうか。**
 - ① **促進区域の候補地があること**
 - ② **利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ていること**（協議会が設置できる状況にあること）
 - ③ 区域指定の基準に基づき、**促進区域に適していることが見込まれること**

<都道府県からの情報収集について>

- ①～③に係る地域に関する情報を都道府県から収集するに当たっては、**公平性、公正性、透明性の確保の観点から一定期間の下で、促進区域の指定を希望する都道府県から情報提供を受け付けることとしてはどうか。**
- この都道府県からの情報提供にある②は、協議会が設置できる状況にあることと同義であるため、この情報提供をもって、協議会設置の要望としてはどうか。

<有望な区域の判断について>

- 上記条件のうち、③については技術的な判断が必要であるため、**第三者委員会の意見も踏まえて判断することとしてはどうか。**
- **有望な区域として選定された区域については、協議会を設置してはどうか。**

② 協議会の運営方法

- 協議会の運営方法については、以下のとおりとはどうか。

① 協議事項について

- 再エネ海域利用法上、協議会は促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行う場とされている。
- 関係行政機関、事業者、地域・利害関係者の連携を十分に図る観点から、下記のような事項に関して、協議会（下部に設置する実務者会議等含む）を開催して協議・情報共有を行うこととはどうか。

【協議事項】

- 促進区域の指定について（変更含む）の利害関係者との調整
- 事業者の公募に当たっての留意点
- 海洋再生可能エネルギー発電事業の工事等に当たっての必要な協議、情報共有 等

② 合意形成の方法について

- 再エネ海域利用法の目的、理念にあるように、海洋再生可能エネルギー発電事業と海洋に関する施策との調和が重要。
- 再エネ海域利用法上、協議会の構成員として、関係市町村長や関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者等が明示されており、協議会は地域・利害関係者等の意見を踏まえつつ合意形成を行う重要な場である。
- このような状況を踏まえ、下記を考慮して協議を進めることとはどうか。

【考慮すべき事項】

- 地域・利害関係者（海域の先行利用者等）等の意見は特に尊重することとする。
- 透明性の確保や地域との連携を促進する観点から、協議会については、可能な限り公開で議論することとする。（但し、当事者、第三者、公共の利益、権利等を害する恐れがある場合には非公開にすることができることとする。）
- 必要に応じて、協議会の下に実務者会議等を設置することができることとする。
（事業者選定後は、選定された事業者も参加することとする。）

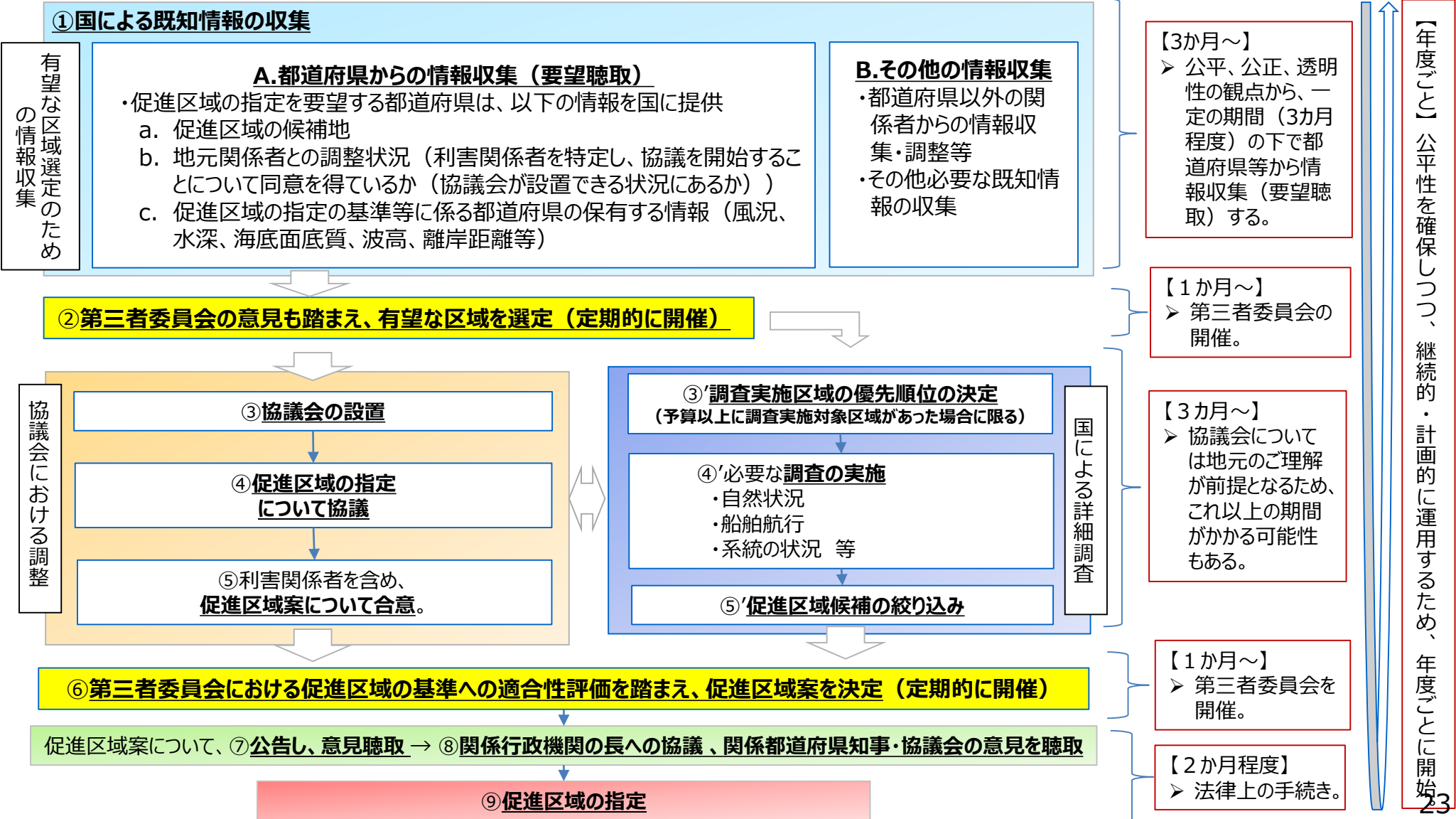
③国による詳細調査について

- 促進区域の指定の基準は、①-1自然的条件（風況、水深、底質等）の適切性、①-2出力の量の見込み、②航路等への支障、③基地港湾の有無、④系統確保の見込み、⑤漁業への支障、⑥他の法律における海域及び水域との重複に関する事項であり、国として、これらの基準への適合性を確認するための調査が必要。
- 具体的な調査方法としては、以下のようなものが考えられるのではないか。
- また、調査に当たっては、都道府県や事業者等が保有する情報を提供してもらうなど、既存の情報を可能な限り活用することが望ましいのではないか。

指定の基準	調査方法（例示）
①-1自然的条件の適切性（風況、水深、底質、波高、離岸距離等）	・文献調査を実施 ・都道府県や事業者等が保有する情報を収集 ・現地調査を実施 等
①-2出力の量の見込み	・当該区域の広さを確認 等
②航路等への支障	・船舶航行データ（AISデータ）を整理 ・都道府県が保有する情報を収集 等
③基地港湾の有無	・港湾管理者や国交省地方整備局等から、風力発電設備の長大部材が長期間にわたり利用可能な埠頭の確認 ・港湾区域内の風力発電事業者等から必要な埠頭の地耐力や利用形態を確認 等
④系統確保の見込み	・系統を確保している事業者等に対して、当該系統を公募に活用することを希望するか確認 等
⑤漁業への支障	・協議会等において確認 等
⑥他の法律における海域及び水域との重複	・関係行政機関への照会等により確認 等

④ 促進区域の指定プロセスの全体像とスケジュール

- これまでの整理を踏まえ、促進区域の指定プロセス及びスケジュールとしては以下としてはどうか。
- なお、**公平性を確保しつつ、計画的・継続的に運用するため**、一連のプロセスは**年度ごとに開始**することとする。
- また、促進区域の速やかな指定のため、**都道府県からの情報収集（要望聴取）**を含め、**国による既知情報の収集については先行的に開始**することとしてはどうか



⑤ 促進区域指定に係る判断プロセス

<第三者委員会による評価>

- 促進区域の指定基準への適合性の判断は、公平性・公正性を確保しつつ、専門的・技術的な観点から検討する必要があるため、有識者を含めた中立的な第三者委員会の評価を踏まえて行うこととしてはどうか。
- 第三者委員会については、事業者の予見性を高めるため、年度ごとなど定期的に開催してはどうか。

<計画的・継続的な促進区域の指定>

- 我が国の洋上風力産業全体として、長期的、安定的かつ効率的に発展するためには、コスト低減や故障・災害時等の迅速な機能回復に資するサプライチェーンを構築する必要がある。
- このためには、地域関係者のご理解を前提として、継続的な市場を形成することが重要。
- ついては、都道府県や事業者等の関係者からも情報を収集し、長期的、安定的かつ効率的な事業の実施が可能な区域を見極めつつ、我が国における計画的・継続的な洋上風力発電の導入ができるよう検討を進めることとしてはどうか（詳細は資料1「2. 中長期的な洋上風力発電の導入拡大について」を参照）。
- なお、洋上風力発電の競争環境を整備し、将来的なコスト低減を図る観点から、年間当たりの導入量に隔たりが生じるのは好ましくない。このため、第三者委員会においては、①促進区域の指定基準への適合性の評価に加えて、②中長期的に見た場合に導入量に隔たりが生じないかという観点でも評価を行うこととし、これを踏まえて促進区域の指定を行ってはどうか。

※コスト削減を実現した欧州において、継続的に洋上風力発電の導入が開始された2000年代以降の年間平均導入量は約100万kWとなっている。